

承継新聞

経営者保証解除の支援が始まりました

4月から専門職員を設置

中小企業庁は、切れ目のない事業承継支援策を施行してきました。その中で、経営者保証が後継者候補を確保することへのネックになっている(本面の下の図の円グラフ参照)ことから、全国的事業承継ネットワーク事務局に経営者保証コーディネーターが設置されました。大分県にも神志那和美さんが4月1日から着任(本人のプロフィール等はブロックCOだよりをご覧ください)。

何をやるの？

全体的な流れは次のようになります。

『経営者保証がネックで事業承継に課題を抱える中小企業の方』が、事業承継ネットワーク事務局の経営者保証コーディネーター(以下「保証CO」と略します。)に相談・支援を申請します。

保証COは、相談を受け付け、ヒアリングのうえ「判断材料チェックシート」に基づく確認をします。このチェックシートは全国一律のもので、経営者保証解除が可能かどうかの判断のために、情報の整理をします。

①チェックシートで経営者保証解除に向けた条件等がクリアでき

た場合は、事業者の希望により専門家を派遣して金融機関との目録合わせ支援とその後の対応をアドバイスします(専門家の費用は5回までネットワーク事務局が負担します)。(保証人不要の)特別保証制度による借り換えにより、保証解除となる場合もあります。

②チェックシートをクリアできない場合は、改善計画の策定支援を行える場合もあります。

下の図にもあるとおり、70歳以上の経営者のうち127万人が後継者未定。そのうち約23%が事業承継を拒否しています。

その23%のうち約60%が、経営者保証を理由に、事業を引継がないという調査結果が出ています(中小企業庁)。つまり、『先代が借り入れた借入金の保証まで引き継ぐのは嫌だ!』というような後継者が多いことが判明しています。少しでも身軽にして、事業を引継ぐための支援を保証COがお手伝いしていきます。お気軽に相談



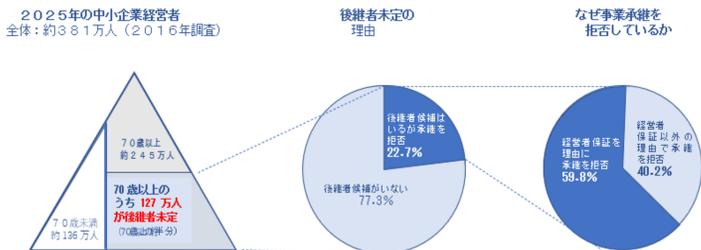
左のQRコードは中小企業庁のホームページです。

大分県事業承継新聞

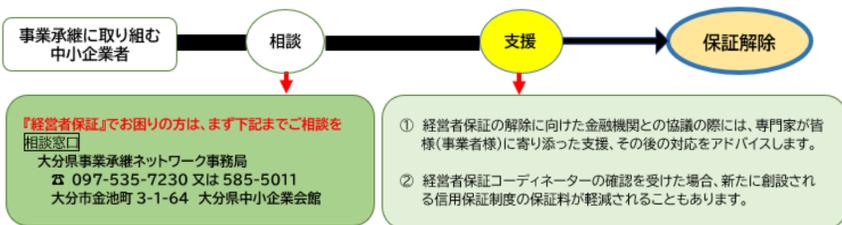
6月15日(月曜日)

発行所:大分県商工会連合会
事業承継ネットワーク事務局
事業引継ぎ支援センター内
〒870-0026
大分市金池町3-1-64
大分県中小企業会館5F
Tel 097-535-7230
Fax 097-585-5011
<https://hikitsugi.oita-shokokai.or.jp/push/>

経営者保証がネックとなり事業承継が進まない状況



経営者保証解除支援の全体の流れ



経営者保証ガイドライン?

経営者の個人保証は、『失敗を恐れて思い切った事業展開ができない』、『保証責任の追及を恐れて早期の事業再生を躊躇』等の問題点が指摘され、平成26年に『経営者保証ガイドライン』が策定されました。

ガイドラインでは、①企業と経営者の明確な区分、②財政基盤の強化、③経営の透明性確保が明確にされた場合、金融機関は経営者保証を求めない可能性等について求められています。

2面にも経営者保証のガイドラインのQ&Aが掲載されています。



ブロックCOだより



神志那 和美 (こうしな かみ) 本年4月より、事業引継ぎ支援センターで経営者保証

コーディネーターとして勤務しています。神志那です。杵築市、国東市、姫島村の地域も担当しますのでよろしくお願いたします。

三情報 補助金申請は電子申請システムが導入

令和2年から経済産業省関係の補助金は、電子申請になります。小規模事業者持続化補助金もこの補助金。本ネットワーク事務局でもラッシュシステムを導入している。事業承継補助金も適用されています。電子申請は、インターネットを利用して申請・届け出をします。いつでもどこでも手続ができる。郵送のコストがかからない。法人情報や過去の申請履歴を自動転記ができる。書類の押印が不要のメリットがあります。事前に電子申請にあたってはIDを取得する必要があります。申請から取得まで時間がかかるので、将来補助金の活用を考えている方は、早めの準備を。GISシステムで検索してみてください。

承継事例

紹介



大山町の「ウメ」の技術を承継 日田市大山 森梅園 後継者 森 あゆみさん

大山町で特産の梅の栽培、製造加工を手

掛ける「森梅園」さんは、昭和36年に森文彦さんが創業しました。剪定技術を磨き、高品質栽培、梅の収穫作業の軽減のために、横に枝を伸ばす技術は右に出る人がないくらい腕を持つといわれています。また、全国梅干しコンクール最優秀賞を受賞するほどの、加工技術もあり、全国から注文が寄せられています。文彦さんも75歳となり、娘のあゆみさんに事業を引継ぎ覚悟を決め、あゆみさんも引継ぎ支援センター主催のセミナーにも参加するなど承継の準備を進めてきました。



「4年前に離婚を経験し、女の私1人で何ができるのか?と自問自答の日々でした。就農して22年目、父の栽培する梅、母の漬込む梅干しを『森あゆみの梅、梅干し』としてインベーションする決心を後押ししてくれたのが『事業承継』です。私の前にはこれから作り出す楽しみであふれています。」

全国区の大山のウメの伝統を守る森梅園さんの今後の商品作りが大いに期待されます。

日田市大山町西大山5216
0973-52-28873

と意思です。

後継者の皆様が安心して事業承継ができるように、相談者に寄り添い経営者保証解除に向けた取組を推進したいと思っています。プライベートでは、来月五人目の孫の誕生を心待ちにしています。約1か月間、单身生活となるので、重い腰を上げ日曜日に料理の手ほどきを受けています。

また、孫と一緒に山に登りたいと思いつつ、力の維持に頑張っています。

どうぞお気軽にお声がけください。よろしくお願いたします。

前職は大分県信用保証協会です。保証協会では、保証・管理の現場一筋で、ほぼ県下一円を回って来ました。中でも、県南・豊肥地区は、最初の担当地区です。思い出の多い地域ですが、当時お世話になった事業所がなくなり、様変わりした光景を見ると複雑な思いがあります。

また、経営者の高齢化に伴う事業承継が、緊急の課題となっていることは感じていました。事業の継続がいかに大変か、改めて考えさせられました。

経営者保証解除に向けた新しい取り組みの経営者保証コーディネーターに着任し2か月が経過しました。

支援機関の皆様には、一日も早く着任の挨拶と経営者保証解除に向けた新しい取り組みの制度説明に伺いたいと思っています。コロナの影響による外出自粛に思うように出来ていないのが現状です。

まずは、新しい制度について事業承継を目指す中小企業経営者とその後継者、金融機関、支援専門家の皆さんに「知ってもらう」、そして「使ってもらう」ことが重要

3年間で県内約1万5千社を診断

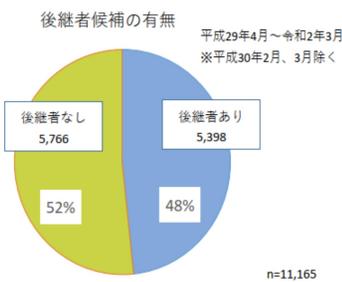
県内中小企業の60歳以上の経営者を対象にした事業承継診断。平成29年度から令和元年度までの3年間で1万4693社のご協力を得ることができました。県内商工会・商工会議所、金融機関、税理士等が企業の皆さんに直接ヒアリングして、60歳を過ぎたら、事業承継について、「気づく」ことを目的に実施しました。

今回、この3年間の分も含めてデータの集計ができましたので、公表します。3年間のデータで、分析できたデータのうち60歳未満を除くと9202社となりました。

【後継者の有無】

後継者がいると答えた企業は48%、後継者がいないと答えた企業は52%で、半数近くの企業は後継者がいない状況でした。

このままいくと、あと数年後には『後継者不在』による廃業が増えることが予想されます。仮に親族内に事業承継の候補がいない場



診断期間	後継者あり	後継者なし	合計(n)	割合	
				後継者有	後継者無
平成29年4月～平成30年3月	993	1,015	2,008	49.5%	50.5%
平成30年4月～平成31年3月	2,616	2,171	4,787	54.6%	45.4%
令和元年4月～令和2年3月	1,092	1,315	2,407	45.4%	54.6%
合計	4,701	4,501	9,202	51.1%	48.9%

<https://hikitsugi.oita-shokokai.or.jp/>

合でも、事業引継ぎ支援センター内の第三者承継を支援するチームもあがり、事業の売り手希望者と買い手希望者のマッチングも実施しています。下記の枠が、事業引継ぎ支援センターのHPアドレスです。

経営者保証解除制度について商工会・商工会議所の経営指導員へ説明会を実施

4月からスタートした経営者保証解除制度についての理解を深めるための研修会を県内27カ所で行いました。県内17商工会、10商

工会議所の経営指導員を対象に、5月から6月にかけて本ネットワークの神志那経営者保証コーディネーターらが、現場に出かけて詳細を説明。事業承継時にネットワークとなっている経営者保証解除のための新制度について、経営指導員に理解を深めてもらうことが目的で実施し



事業承継Q&A

法人と経営者の明確な区分とは？

Q 銀行から借入をする場合、代表者は、必ず連帯保証をしなければいけないと思っていました。会社と経営者個人を明確に区分すれば、個人保証をしなくてよい場合もあると聞きましたが？

A 二面中段の経営者保証ガイドライン説明の①企業と経営者の明確な区分についての問い合わせと思います。法人の業務、経理、資産所有等に関して、法人と経営者との関係

を明確に区分して、資金のやり取りも「社会通念上適切な範囲」を超えないものとされています。

①資産の分離について
事業活動に必要な工場や営業車等の資産は、法人所有にすることが望ましく、難しい場合は、適切な賃料を経営者に支払うという仕組みにすることでしょう。

②経理・家計の分離について
事業に必要な経費への貸し付けは行わない。個人で消費した費用は、法人の経費にはしない等です。

③社会通念上適切な範囲について

事業承継補助金

補助金があるかは、未定ですが、チャレンジしてみようかなと思われた企業の方には、申請手続きが煩雑なので早めの準備が必要です。商工会・商工会議所の経営指導員に早目のご相談を。県に申請する『経営革新計画』の認定を受けていれば3分の2の補助率になることも有利な点となります。

法人の規模や収益力によって違うので金融機関が個別に判断することとなっています。例えば会社の財務状況に比べて過大な役員報酬を払っているなども判断状況となります。本年4月からガイドラインに特則が加えられました。

内容は次のとおりです。

- ・新旧経営者からの二重徴求の原則禁止
- ・後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮
- ・前経営者の経営者保証の継続は、慎重に検討
- ・金融機関は、内部規程等を整備し、具体的に説明

ています。申し込みの際に必要な書類や資格要件の詳細を説明しました。

【申込み時に必要な書類】

- ①事業承継計画書
 - ②直近3年間の決算書
 - ③試算表
 - ④資金繰り表
- 特に①の事業承継計画書については作成されていない企業に対しては、本センターが作成支援をする旨の説明も行われました。
- 【経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の申し込み要件】
- ①3年以内に事業承継を予定する法人。
 - ②資産超過であること
 - ③返済緩和中でないこと

私たち表彰されました

本センターの専門家派遣事業で支援している企業が栄えある賞を受賞しました。

豊後大野市犬飼町
株式会社 KENKOH

大分県ビジネスグランプリのベストチャレンジ賞を受賞。認知症の方の症状であるBPSD(妄想・徘徊など)に対して、ICT・

IoTを駆使し、医療・介護・福祉に關わる全ての人が情報共有できるシステムを開発されました。



広瀬知事と記念撮影
開発されました。



「旅館業務の効率化と飲食部門の活性化で収益性向上を図る」ことをテーマにして応募した『経営者モデル事業』で、見事に全国表彰を受けました。どちらの企業も地域に根差して懸命に努力していることが認められました。



今号のオススメ本

昭和55年生まれの蕪竹(かふたけ)理江さんは、28歳の時に代表取締役就任。承継した運送業だけでなく不動産賃貸業、ガソリンスタンド、リフォーム業などをM&Aで事業を拡大しました。後継者として苦労した経験から50の鉄則を掲げ、わかりやすく創業後の事業拡大のためのノウハウを開発しています。「無借金経営ほど先はない」等、大胆な発想を披露しています。



編集後記

4月に車通勤から電車通勤にチェンジ。満員電車を覚悟していたら新型コロナウイルスの影響で皆さん無言で静かな車内の雰囲気驚きました。緊急事態宣言解除後は乗降客も増えて、皆さんの元気な声も聞かれるようになって平凡な日常のありがたさを痛感。商工業者の方々がコロナ前を取り戻すには、乗り越えていかなければならない障害も多く大変ですが、各支援機関が総力を挙げて対応中です。事業承継では、新たに経営者保証解除支援という制度がスタートし、今号はその記事が中心となりました。お気軽にご相談を！